

審査基準に関する最近の取組について

令和7年11月17日



I. AI関連発明の審査に関する最近の取組について

1. AI関連技術に関する特許審査の事例の公表・周知について

前回（第17回）審査基準専門委員会ワーキンググループ（令和5年12月）では、
AI関連技術に関する10の追加事例について、御議論いただいた。

令和6年
3月13日

追加事例を公表（審査ハンドブック（日本語版・英語版））

追加事例に関する説明資料を、日本語と英語で公表

審査において活用するとともに、弁理士や業界団体向けの講演や意見交換会、大学での講演、海外団体向けの講演や意見交換会等の場を通じて、国内外に周知

追加事例	特許要件	名称	備考	審査ハンドブック における掲載場所
1	進歩性	カスタマーセンター用回答自動生成装置	人間が行う業務の生成AI（大規模言語モデル）を用いた単純なシステム化に関する事例	附属書A 5. 事例37
2	進歩性	大規模言語モデルに入力するためのプロンプト用文章生成方法	生成AI（大規模言語モデル）の適用における特徴（プロンプト生成）に関する事例	附属書A 5. 事例38
3	進歩性	放射線画像の輝度調節に用いられる学習済みモデルの学習方法	入力データから出力データを推定する学習済みモデルの学習方法に関する事例	附属書A 5. 事例39
4	進歩性	レーザ加工装置	人間が行う業務のシステム化に関する事例	附属書A 5. 事例40
5	実施可能要件、サポート要件	蛍光発光性化合物	AIによりある機能を持つと推定された物の発明に関する事例（マテリアルズ・インフォマティクス）	附属書A 1. 事例52
6	サポート要件	教師データ用画像生成方法	教師データの生成に関する事例	附属書A 1. 事例53
7	サポート要件	ネジ締付品質の機械学習装置	教師データに含まれる複数種類のデータの間の入出力関係が不明／明確である事例	附属書A 1. 事例54
8	発明該当性	教師データ及び教師データ用画像生成方法	教師データに関する事例	附属書A 3. 事例5
9	発明該当性	宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル	パラメータセットとして構成された学習済みモデルに関する事例	附属書B 3.2 事例2-14'
10	明確性要件	異常に対して実施すべき作業内容を入力するための学習済みモデル	「プログラム」か否か不明である学習済みモデルに関する事例	附属書A 1. 事例55

2. AIを活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究（令和5年度）

AIを活用した創作の特許法上の保護の在り方に関して、調査研究を実施し、報告書を令和6年4月に公表した。

委員会

※所属・肩書きは
令和6年3月時点

平嶋竜太 南山大学法学部教授（委員長）
河野英仁 河野特許事務所・所長 弁理士
高村大也 産業技術総合研究所 研究チーム長
谷口信行 中村合同特許法律事務所 パートナー弁理士

<調査方法>

- ・公開情報調査（書籍・論文・インターネット情報等を整理、海外審決・判決17件を分析）
- ・アンケート調査（国内41者、海外8者）
- ・ヒアリング調査（国内12者：学識者4名、弁護士・弁理士2名・企業関係者6名、海外5者）
- ・有識者委員会（3回開催）

<調査項目>

- （1）最新のAIの技術水準や、発明の創作過程におけるAIの利活用の状況
 - ・最新のAIの技術水準（特に生成系AI）
 - ・発明の創作におけるAIの活用実態
 - ・人間の関与なくAIが創作した発明の有無
- （2）創作過程におけるAIの利活用の拡大により生じる特許審査実務上の課題
 - ・進歩性に関する課題（進歩性を認める水準や当業者の定義等に与える影響）
 - ・記載要件に関する課題（明細書における開示の程度等に与える影響）
 - ・その他の課題（冒認出願等）
- （3）人間の関与が小さいAIによる発明の取扱いに関する課題
 - ・発明の創作における人間の関与が小さくなる場合の影響（発明者の認定等）
 - ・発明者としてAIを記載した場合の取扱い
 - ・AI自体に権利の主体を認めることへの要望、影響

2. 調査研究の結果概要

＜当時の状況＞

- ・ マテリアルズ・インフォマティクスにより、新規材料の開発が効率化
- ・ 発明の創作過程における生成AIの利用（例：壁打ち等）は検討段階
- ・ AIが自律的に発明を創作する事例は未確認（発明の創作に人間の関与が一定程度必要）

＜調査結果概要＞

○創作過程におけるAIの利活用の拡大により生じる特許審査実務上の課題

現段階では、進歩性判断への影響について、当業者が用いる出願時の技術常識や研究開発のための通常の技術的手段等にAIが含まれることを考慮すれば、現行の考え方を維持することが適切である。

今後、進歩性の動機付け等の実務に影響を与える可能性があるため、AI技術の進展や諸外国の状況を引き続き注視していく必要がある。

○人間の関与が小さい、AIによる発明の取扱いに関する課題

創作過程にAIが利用された発明について、現状は発明の創作に人間の関与が一定程度必要であるから、発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者を発明者とする現行の発明者要件の考え方で対応可能である。

今後人間の関与が小さくなったとしても、創作的に関与する者がいる限り、その者を発明者として認定すれば良い。

発明の創作過程におけるAIの利活用の影響によって特許法上の保護の在り方を直ちに変更すべき特段の事情は発見されなかった。

3. AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究（令和6年度）

発明創作過程において用いられるAIの現状の技術水準を把握し、その上で発明保護の在り方に関する課題や対応策を有識者の意見を踏まえて整理した。

また、将来的な技術水準を予測し、将来的な課題や対応策についても分析した。

<調査方法>

- 公開情報調査、海外質問票調査
- 国内ヒアリング（AI研究機関5機関、企業10社、法学者5名）
- 有識者委員会（4回開催）

委員会

※所属・肩書きは令和7年3月時点

中山一郎	北海道大学大学院法学研究科 教授(委員長)
東海林保	TMI総合法律事務所 顧問弁護士
高村大也	産業技術総合研究所 研究チーム長
谷口信行	中村合同特許法律事務所 パートナー弁理士
濱野敏彦	西村あさひ法律事務所 パートナー弁理士・弁護士
前田健	神戸大学大学院法学研究科 教授

<主なヒアリング項目>

- 「発明」の法律上の定義について
- AI自体を「発明者」と認めるかについて
- AIの進歩による新規性・進歩性の判断基準への影響について
- AIの生成物の引例適格性について（理論的観点、実務・技術の観点）
- AIを用いて創作された発明の信頼性について

* 本調査研究においては、AIを、LLM（大規模言語モデル）に加え、シミュレーションなど演繹的な処理を伴うものも含め、情報システム全般を含むものと定義して、調査を行った。

3. 調査研究の結果概要

(1) 記載要件

AIを創作・出願書類の作成等に活用した場合に明細書等に虚偽の記載が含まれる可能性があるが、虚偽記載が含まれることに起因する懸念は従来から存在するものであるし、現状問題化しているとはいえないことから、直ちに対応が必要な問題として捉える必要性は低い。

マテリアルズ・インフォマティクス（MI）に係る発明の記載要件について、現状では実際の実験結果の記載が要求される。将来においては、MIによる予測と実際の実験結果との差異の評価のみならず、実施可能要件等の趣旨に照らして慎重な検討が必要である。

(2) 新規性・進歩性

AIを「当業者が用いる通常の技術的手段」に含めて進歩性を判断することに肯定的な意見が見られた。

技術水準の設定について、どのAIを選択するかにより水準が異なる、出願時の技術水準の把握が難しい等の課題がある。審査官は、単なる主観的判断にとどまらず具体的な根拠を提示し、出願人との意思疎通等も活用し、客観性・妥当性のある審査をすることが望まれる。

ハルシネーションにより誤情報が含まれるAI生成物の引例適格性について、真偽不明な情報を引例とすることの問題はAI生成物に特有の問題ではなく、現状の審査基準に基づき引例適格性のないものは排除される。

今後、必要に応じて運用の明確化やAIを活用した真偽検証支援等の審査環境の整備を検討することが考えられる。

3. 調査研究の結果概要・検討結果

(3) AIの生成物は「発明」に該当するか

発明者として認められるほど自然人が創作に関与していないような、AIの生成物は、現行法上、特許法の保護対象ではない。

(4) 発明者適格

現行法上の解釈では、AIは権利義務の主体ではないため、特許を受ける権利を有しない。
AIを利用して創作した場合の発明者の認定基準に関して、発明の技術的特徴部分への自然人の創作的な関与が小さくなる可能性を踏まえ、実務上の運用については、事例を収集し、対応を検討していくことが考えられる。



<有識者委員会（中山一郎委員長）による検討結果>

AIを活用した発明の保護に関する問題は、AIの活用の有無にかかわらず存在する既存の問題が助長されるケース（記載要件、新規性・進歩性の判断等）と、AIによって新たにAI特有の問題が生じるケース（発明該当性、発明者適格等）が挙げられる。

特許法そのものはAIを想定して法制化されたものではないが、前者については、従来の問題と本質的に異なるわけではなく、今後の技術進展により量的な増加が予想される。

これらの課題に対しては、引き続き、AI技術について動向を注視するとともに、必要に応じて、ガイドラインによる明確化や審査における運用の整理・公表などを行っていくことが望まれる。

また、これらの点を踏まえた審査環境の整備、ひいてはAIによる審査支援の体制整備も今後検討が必要となる。

4. 特許制度小委員会での検討

2. AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応

現状と課題

- AIの技術発展に伴い、AI技術を活用した研究開発が普及しつつあり、短時間で大量の成果物を生成することが可能となっている。ノーベル賞含め、機械学習技術や、その利活用が注目されており、令和7年5月28日には内閣府提出の「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」が成立した。
- 特許出願において、人工知能が発明をした者とする事案では、特許法に規定する「発明者」は自然人に限られるとする判決（ダバス事件判決）が言い渡されており、立法論としてAI発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが期待されている。

本小委員会における議論

- 本小委員会では、AIに関連する特許法上の論点を幅広く提示し、I. 近い将来における課題の顕在化、II. 特許権者等の検討ニーズ、III. 国内外の諸情勢という3つの観点で論点の評価を行った。
- ①発明該当性、②発明者、③引用発明適格性について相対的に早期に検討を行うことが適切ではないかとの方向性を示したところ、委員から特段の反対の意見は無く、総じて賛成の意見が示された。
- また、検討を進めるにあたり、AI技術やAI発明の態様は様々なものが想定されるところ、共通理解を醸成しながら検討を進めるべき、国際的ハーモナイゼーションに配慮した上で産業の発展を阻害しないような法制度・ルールを整備すべき等の御意見をいただいた。

今後の検討の方向性

- ①発明該当性、②発明者、③引用発明適格性の3論点について、早期に考え方を整理すべく検討を進める。
- より詳細な検討を行うべく、令和7年度も継続して調査研究を通じて実態把握を行い、最新の国内外の動向を踏まえた検討を行う。

3

令和7年6月4日 第54回 特許制度小委員会 資料1 スライドp.3

- 上記のとおり、本論点については特許制度小委員会において議論を行っている。
- 審査基準専門委員会WGでは、特許制度小委員会の議論を注視しつつ、今後、もし特許制度小委員会の議論を経て本WGで議論すべき事項が出てきた場合には、必要な議論を行うこととしたい。

Ⅱ. 審査基準・審査ハンドブック等の改訂・公表等について

1. 手続のデジタル化に伴う審査基準の改訂

不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年6月14日法律第51号）により、全ての申請書類について、原則として電子申請が可能（令和6年1月1日施行）



審査基準における改正条文の引用箇所等についての形式的な修正

<改訂内容>

改訂項目	主な改訂内容
第Ⅳ部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	
第2章 新規事項を追加する補正	
5. 留意事項	令和5年法改正の施行に伴い、「優先権証明書」を「優先権証明書類等」に修正
第Ⅴ部 優先権	
第1章 パリ条約による優先権	
5.1 パリ条約による優先権の主張を伴う出願の分割又は変更	優先権を証明する書面又は書類が電磁的方法により提供されたものを含むことを付記。
第Ⅵ部 特殊な出願	
第4章 先願参照出願(特許法第38条の3)	
2.1.4 先願参照出願において提出しなければならない書類	令和5年法改正の施行に伴い、「優先権証明書」を「優先権証明書類等」に、「認証謄本」を「認証謄本等」に修正
3.1 具体的な判断手順	令和5年法改正の施行に伴い、「優先権証明書」を「優先権証明書類等」に、「認証謄本」を「認証謄本等」に修正

2. 特許出願非公開制度の運用開始に伴う審査基準等の改訂

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）により特許出願非公開制度の運用開始（令和6年5月1日施行）



経済安全保障推進法の規定に合わせる審査基準の改訂

- ・審査において、保全指定がされる可能性がある出願及び保全指定中の出願については、特許査定・拒絶査定を行わない旨を追記
- ・経済安全保障推進法の規定による効果について明記（同法で規定されているもの以上に新たな指針・運用を定めるものではない）

<改訂内容>

改訂項目	主な改訂内容
第I部 審査総論	
第2章 審査の手順	
第5節 査定 4.留意事項	令和6年5月1日の経済安全保障推進法の施行に伴い、経済安全保障推進法に基づく保全指定がされる可能性がある出願及び保全指定中の出願は、特許査定及び拒絶査定を行わない旨を追記
第V部 優先権	
第2章 国内優先権	
2.4 国内優先権の主張の効果	令和6年5月1日の経済安全保障推進法の施行に伴い、国内優先権の主張
5.2 国内優先権の主張の基礎とされた出願の取下げ	の基礎とされた先の出願又は国内優先権の主張を伴う後の出願に関する経済安全保障推進法の規定に基づく効果について追記
第IX部 特許権の存続期間の延長	
第1章 期間補償のための特許権の存続期間の延長（特許法第67条第2項）	
3.1.2 その延長を求める期間がその特許権の存続期間に係る延長可能期間を超えているとき（第67条の3第1項第2号）	第67条第3項各号に掲げる期間（延長可能期間の算出において控除される期間）について、経済安全保障推進法第82条4項において読み替えて保全指定によって生じた期間が追加される旨を追記

3. 「情報提供の手引【特許編】」「虎の巻」の公表

特許出願に対する情報提供制度の活用を図るため、令和7年2月に以下を公表した。

- **情報提供の手引【特許編】**：情報提供制度・手続の詳細を掲載したユーザー向けマニュアル
 - 「刊行物等提出書」（【提出の理由】欄など）の記載例
 - オンライン（電子出願ソフト）を利用した情報提供の手続
- **情報提供 虎の巻**：情報提供に関する厳選したポイントを掲載した要点集



特許の情報提供 虎の巻



採用率はナント7割！※

- 誰でも（匿名可能）・無料
- 提出された情報はすべて審査官が確認
- 新規性、進歩性などの情報提供ができる

※拒絶理由が通知された案件のうち提供された情報が利用された割合



審査官と連絡はとれません

- 審査のタイミングを尋ねたり審査をとめたりはできません
- 提供した情報について電話などで説明はできません



オンライン提出がおススメ

- 最短1日で審査官に届く！紙提出は3週間以上
- オンラインでも匿名OK

添付ファイルのプロパティに作成者情報を残さないように気をつけてください

- 「提出の理由」はPDFで作成すると改行・下線などの文字装飾や表を使う

長文になるときもPDFを添付する形だと審査官としても読みやすい



提出はナルハヤで

- 気づいたタイミングですぐに提出！

補正後に提出しようと考えていると直ちに特許査定になるかも・・・

※審査請求から最初の審査通知までの期間は特許庁全体の平均で9.4ヶ月（2023年度）

最初の審査通知をする2〜3か月前に情報が提出されているとそれを基に拒絶理由を構成しやすい

通知や査定をする直前に提出されても使いにくい

- J-PlatPatのRSS機能で案件情報を確認できるよ

※RSSリーダーで審査請求、補正書、拒絶理由など更新が自動で受信できるよ

特許出願に拒絶理由があることを審査官へ情報提供できます！



いろんな情報を提出できる

- 提出する情報のタイトルや発行日がわかる表紙や奥付も添付
- 動画の内容を情報提供するときは参照箇所の複数枚のキャプチャ画像を提出

動画ファイルそのものは提出できないよ

電子的に探しにくい・入手しにくい情報は審査官も発見しにくいのでありがたいな

技術常識や周知技術を示す情報も重要するな

参照箇所に下線や枠囲いをしてくるとどこを見ればいいのか発でわかるな



手続の詳しい方法は「手引」をごらんください「提出の理由」の記載例も載っています！

迅速・的確な権利付与、安定で適切な権利範囲の特許権の設定にご協力をお願いします



重要！「提出の理由」はこう書く

以下のポイントをおさえよう

- 拒絶理由の論理構成を簡潔・明確に説明

審査基準や拒絶理由の記載ぶりが書き方の参考になるよ

提出する情報と比較して本願に有利な効果がないことを説明するのも有効だね

- どれくらい説明が必要かはケースバイケース

提出された情報を読むと簡単に理解できることなら参照箇所の明示で十分かな

論理付けが複雑な場合は丁寧に説明すると審査官に意図が伝わりやすいよ

- 対比表で一致点・相違点や論理構成が適切かを確認することも有効

提出書類に対比表を添付するのもいいね



審査第一部 調整課
審査基準室 PAZA10@jpo.go.jp
2025年2月

特許庁

4. 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き等の改訂

令和6年8月、以下の改訂を行った。

- 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き
- 発明の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集

<改訂の概要>

「証明する書面」における記載の整理を行い、実情に合わせた事例を追加

(i) メールマガジンなどの電子メールの取扱いについて

メールマガジンについては、メールの件名等を記載することで、一般的な電子メールと同様に個々の送信先の記載は不要と整理

(ii) 地域を特定した一斉販売の記載について

全国一斉販売、九州限定販売など、「地域を特定した一斉販売」という1つの行為とみなせる公開行為について記載をする場合には、各店舗名の記載は不要であると整理

(iii) 新規性を喪失しない商談について

特定少数の者で行われる商談で説明を行った場合には、その説明により発明が公然知られたものとは認められないため、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける必要はない旨を追記

5. 審査ハンドブック・PCTハンドブックの改訂

令和7年5月、利便性向上のため、古い記載やWIPO標準に整合していない記載の修正など、以下の改訂を行った。

- 特許・実用新案審査ハンドブック
 - WIPO標準ST.14に準拠するように引用文献の記載要領を変更
 - 外国語書面出願・外国語特許出願の翻訳文が逐語訳でなくてもよいことを説明する項目を新設
 - 「公用文作成の考え方」を参考情報として追加
 - 2005年3月31日以前の出願（出願日から20年を経過したもの）にのみ関連する項目の削除
 - その他、現在の運用に合わせた記載の修正等
- PCT国際調査及び予備審査ハンドブック
 - WIPO標準ST.14の規定に整合するように引用文献の記載要領を変更

6. 審査基準HTML版の公表

- 令和7年6月、審査基準の閲覧性と検索性を改善するため、HTML版（β版）を公開

特許・実用新案 審査基準

ホーム | [特許・実用新案 審査基準トップ](#) [特許庁トップ](#)

第I部 審査総論

第1章 審査の基本方針と審査の流れ

第2章 審査の手順

第1図～第3図

関連規定

第II部 明細書及び特許請求の範囲

第1章 発明の詳細な説明の記載要件

第2章 特許請求の範囲の記載要件

第3章 発明の単一性

関連規定

第III部 特許要件

第1章 発明該当性及び産業上の利用可能性

第2章 新規性・進歩性

第3章 拡大先願

第4章 先願

第5章 不特許事由

関連規定

第IV部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正

第1章 補正の要件

第2章 新規事項を追加する補正

第I部 審査総論 第1章 審査の基本方針と審査の流れ

第1章 審査の基本方針と審査の流れ

1. 審査の基本方針

審査官は、特許出願について、特許権が付与されるべきものか否かに関する実体的な審査、すなわち、特許出願が拒絶理由を有しないかどうかの審査をする。審査官には、高度な専門知識の下に、公正な判断をすることが求められる。

審査官は、審査に当たっては、特に以下の点に留意する。

- (1) 迅速性、的確性、公平性及び透明性を確保することに留意し、審査基準等の指針に沿って、統一のとれた審査をする。
- (2) 特許権取得のための所定の手続を自ら遂行していく責任は、出願人（代理人を含む。以下この部において同じ。）にあることを前提としつつ、審査官は、質の高い特許権の設定という視点も持って審査をする。
- (3) 先行技術調査及び特許性の判断に関し、審査の質の維持と一層の向上に努める。技術の複合化及び高度化を踏まえ、各審査官の知見を相互に活用しながら、先行技術調査及び特許性の判断をする。
- (4) 出願人との意思疎通の確保に留意しつつ、効率的な審査をする。

2. 審査の流れ

特許出願について審査請求がなされた場合は、審査官は、以下の流れで審査をする。審査における各手順の詳細は、「[第2章 審査の手順](#)」を参照。また、審査の流れについては、[第1図](#)を参照。

2.1 一回目の審査

Copyright © Japan Patent office. All Rights Reserved.

7. 「除くクレーム」とする補正の留意点の対外周知

- 令和7年4月、「『除くクレーム』とする補正について」を特許庁ホームページに掲載
 - 「除くクレーム」とする補正がなされた場合の進歩性、新規事項の追加、明確性の考え方等
- 掲載の背景や内容の詳細については、以降の議題にて御説明予定

**特許庁**
JAPAN PATENT OFFICE

ENHANCED BY Google

🔍

📖 用語解説

[ホーム](#) [お知らせ](#) [制度・手続](#) [支援情報・活用事例](#) [資料・統計](#) [特許庁について](#) [お問合せ Q&A](#)

[ホーム](#) > [制度・手続](#) > [特許](#) > [審査](#) > [拒絶理由通知等](#) > 「除くクレーム」とする補正について

「除くクレーム」とする補正について

令和7年4月
調整課審査基準室

審査段階において、新規性・進歩性等の拒絶理由通知に対して、「除くクレーム」※とする補正が行われることがあります。

※「除くクレーム」とは、請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、請求項に係る発明に包含される一部の事項のみをその請求項に記載した事項から除外することを明示した請求項をいいます。

「除くクレーム」とする補正により、通知された新規性欠如等の拒絶理由を解消できる場合があります。

ここで、特許発明の技術的範囲を定める際には、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとされています（特許法第70条第2項）。そして、「除くクレーム」における「除く」部分が、出願当初の明細書等に明示的な記載のない事項、例えば拒絶理由通知で引用された文献中の表現等に基づいて記載されている場合には、一般的な発明特定事項の場合とは異なり、明細書及び図面を考慮して当該部分の意義を解釈することができません。そのような場合には、特許権者が想定しているとおりの技術的範囲とはならない可能性もあります。

また、「除くクレーム」における「除く」部分の内容によっては、審査段階において、以下のとおり、進歩性欠如（特許法第29条第2項）として拒絶査定される可能性があるほか、明確性要件違反（特許法第36条第6項第2号）や新規事項の追加（特許法第17条の2第3項）の拒絶理由が通知される可能性がある点にも注意してください。